

第27回鳥取地方裁判所委員会及び第27回
鳥取家庭裁判所委員会（合同開催）議事概要

1 開催日時

平成28年7月13日（水）午後2時30分～午後4時30分

2 開催場所

鳥取地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員・五十音順）

大西三重子（家裁委員），辛島明（家裁委員），川谷道郎（地家裁委員），
小山和子（地裁委員），佐野泰弘（地家裁委員），鈴木由香利（家裁委員），
竹内秀徳（地裁委員），田中潔（家裁委員），田畑光行（地家裁委員），藤
澤裕介（地裁委員），増竹更治（地裁委員），松本美恵子（地家裁委員），
三木文子（家裁委員），米田洋子（地裁委員）

（事務担当者等）

地裁：安原事務局長，小村民事首席書記官，岩井刑事首席書記官，森田会計
課長

家裁：吉川事務局長，安田首席家裁調査官，奥田首席書記官，佐藤次席家裁
調査官，山本総務課長，小稲主任家裁調査官，山口総務課課長補佐
（書記）

4 議題

- (1) テーマ：面会交流について
- (2) 次回開催テーマ等

5 議事

- (1) 新任委員の紹介
- (2) テーマについての意見交換等

裁判所事務担当者から面会交流の取組及び鳥取家裁が作成しているリーフ

レット「子どものための面会交流（どうして大切なの？）」、「面会交流のしおり－面会交流を長続きさせるために－」について説明し、最高裁判所作成のDVD「子どものための面会交流に向けて」の視聴を行った上、意見交換をした。

要旨は別紙のとおり

6 次回開催テーマ等

(1) 次回テーマ

次回は「防災」をテーマに意見交換する。

(2) 次回開催期日

次回の鳥取地方裁判所委員会及び家庭裁判所委員会を合同で開催し、開催日時は平成29年2月16日（木）午後2時30分から2時間程度とする。

以 上

(別紙)

テーマ「面会交流について」

○委員長

まずはDVDの内容や面会交流についての率直な御感想及び地域社会への浸透度についての御意見をお聞きしたい。

○学識経験者委員A

面会交流とは関係ないが、1930年代にオオカミに育てられた少女の話がある。人間というのは決して人間として生まれるのではない、その後の環境が非常に大切だということである。離婚の場合も、きちんと子どもの気持ちを酌んであげないと子どもは育っていかない。離婚という状況は子どもにとっても非常に大きな痛手となるため、その辺の配慮が必要だと思う。臨床をやっていると、患者の方に精神障害があって離婚するケースでは、実際に面会をしているというのは数例しかなく、ほとんどは別れたら会わせてもらっていないというのが実情であり、若干ギャップがあるという気がしている。私自身面会交流という言葉がこの度初めて知った。

○委員長

一昔前は、子どもとの面会は面接交渉権という親の権利であるという考え方も結構あったが、最近では面会交流は子の利益を中心に運用されるべきものだという考えが強くなってきており、平成23年には、民法の中に子の利益を最大限に考慮して運用しなければならないという条項が明文化された。そういう中で、子の利益を中心に据えた運用を裁判所を挙げて実行しているが、その運用についての御意見を伺いたい。

○検察官委員 B

面会交流について、大半の親は、子どもの幸せというよりも、恐らく自分の権利行使の場と考えてしまうのではないかと思った。一面的な見方と思われるかもしれないが、子どもの幸せを第一に考えていたら、そもそも離婚をしないのではないか。そうだとすると、この制度の中には親のエゴというのがどうしても出てきてしまい、それはこの制度が抱える本質的な問題ではないか。その中でどうやって親の発想を転換していくのかというのが最大の課題であり、そのために裁判所が非常に苦勞しているというのがよく分かった。リーフレットを見たときに、そういう意味での発想の転換を図っているというのが非常によく分かって、私はこれはすごく分かりやすくてよいと思った。

ただ、小さい方のリーフレット（面会交流のしおり）は、手に取ったときにどこから読めばいいのかよく分からなかったもので、始まりと終わりが分かるようにした方がよい。また、「子どもと離れて暮らしているお父さん又はお母さんへ」と「子どもと一緒に暮らしているお父さん又はお母さんへ」を裏表に分けてしまうと、自分が置かれている側の方しか見ないと思われるので、大きい方のリーフレット（子どものための面会交流）のように見開きで記載することで、自分だけではなく、相手にも呼びかけられていることが双方分かり、子どもの利益をより一層理解してもらえと思う。

○学識経験者委員 C

DVDを見た感想として、あんなに和やかに話ができるのなら離婚に至らないのではないかと、子どものことだからといって割り切れる人はすごく少ないのではないかと感じた。私が個人的に話を聞くのはDV等で離婚するケースなので、そういう場合は全然違った感じになると思う。ただ、もう一人の親がいるというのは子どもの権利という考え方をしないといけないと思う。日本人に限らないかも

しれないが、子どもが自分の持ち物のようになってしまっている。子どもを一人の人間として見た場合には、親が離婚しても、子どもには父、母両方いる権利があると思うので、そのことを踏まえるとやはり面会交流が行われるべきだと思った。

リーフレットについては、最高裁作成のピンク色のリーフレットと鳥取家裁作成の小さい方のリーフレット（面会交流のしおり）は内容がほとんど同じである。字を読むのが苦手で、たくさん書いてあるとそもそも読まないという人も世の中には多い。同じような内容にするよりも、片方は挿絵と短い言葉で視覚的に訴えるようなものにした方が使い分けができて便利ではないか。

○委員長

リーフレットの実際の使い方を、事務担当者より説明されたい。

○事務担当者

実際に調停の中で当事者の方に渡す場合には、家裁調査官が時機を見て、両方に同じものを渡していることを説明した上で渡すようにしている。確かにピンク色のリーフレットと小さい方のリーフレットは同じような内容が記載されているので、ピンク色のリーフレットのみを渡すこともあるが、小さい方のリーフレットは双方に渡すので、両方の立場について目を通していただきたい旨説明している。調停委員から当事者に渡してもらうこともあるが、調停の中では調査官が渡すのが一般的である。

○ 弁護士委員D

私は弁護士をやっているが、調停の中でリーフレットが配られていることは今回議題に取り上げられるまで知らなかった。もっと簡潔にまとめたものを作ったらよいという先ほどのC委員の意見に同感である。ただ、最初から調査官が同席

している調停ばかりではない。B委員の発言にもあったが、このリーフレットは面会交流の意義がきちんとまとめて書いてあり、読めば納得できる。今の裁判所の考え方は基本的に間違っていないと思っており、どちらか一方の立場に立っている書面でもないのので、呼出状に同封するなどして当事者に事前に一読してもらってから調停に臨んでもらうというやり方も考えられるのではないかと。

先ほど面会交流を子どもの立場から見る意識がまだ社会に浸透していないという意見があったが全く同感である。ただ、面会交流がちゃんとできているようなケースも少しずつだが増えてきているという実感もある。弁護士としてというより、自分も親として地域社会に関わるときにそう感じる。いずれにしても、せっかく良いものを作っているのだから、もっと活用してほしい。面会交流では子どもの利益を考えることが重要であり、だからこそ当事者双方にあらかじめよく分かってもらった方が調停委員も話を進める上で有効になるのではないかと。

また、DVDについては、もう少しリアリティーがある方がいいかなとは思いますが、分かりやすく作ろうと努力をしたというのは感じた。私が関わった事件でDVDを見せたとか見たという話を聞いたことがなかったので、せっかくある資源をどんどん活用してもらいたいという感想を持った。

○委員長

DVDは、どういう場合に、誰が判断して、誰に見せるのか説明してもらいたい。

○事務担当者

今回視聴いただいたDVDは、面会交流を行う時に守るべきマナーについて説明したDVDなので、調停の後半部分で具体的に面会交流をすることが合意できた段階で見ってもらうことが多い。調査官が、待ち時間などを利用して見られている。実際、当事者からもこんなふうなら離婚していませんよと言われること

もあるが、悪い対応と見比べて、少しでも理想の方向に近寄っていただきたいという趣旨で作成したものであることを説明している。

○学識経験者委員 E

映像を扱う仕事をしているが、どういう見せ方をするかと考えたときに、いきなり現実離れしたものから見せられるよりも、手の届く範囲のことから見せられる方が見ている人には受け入れやすいと思う。あのような会話ができていればそもそも離婚しないというような場面を頭から提示されると、自分には関係ないと思ってしまう。DVDを視聴した率直な感想としては、これはDVDよりも文章の方がよいのではないかと思った。

○事務担当者

確かに今回視聴いただいた面会交流のマナー編は、理想の部分が多くなっているが、実は、見ていただいたのはDVD全体の一部分である。DVDの前半には離婚を経験する小学生の心情を描いたドラマ編がある。当事者の方には状況に応じて見ていただいております、今回視聴いただいた部分は、前向きに面会交流に取り組もうという気持ちになった方に見ていただく場合が多い。

○学識経験者委員 F

今、県では女性の貧困を非常に問題視している。子どもへの貧困の連鎖も発生している中、養育費をもらっていないお子さんも多い。面会交流は、別れた方の親が子どもに対する責任を認識する一つのきっかけとしても重要ではないか。子どもと会うことで、子どもが学び成長していくための資金面の援助もしていくということを、面会交流とセットで考えていかなければいけないのではないかと思います。

そうした反面、離婚というのは、円満に離婚するという事例ばかりではなく、

DVの事例など女性の側で非常に心理的な負担がある方もいる。県では男女共同参画センターで離婚相談にも応じているが、相談員から見ると、リーフレット「子どものための面会交流（どうして大切なの?）」は、子ども寄りの情緒的な表現が多く、例えば「怖くなったりして、みじめな気持ちになります。」とか、「だれのため?」、「何のため」、「もう一度、子どもの視点に立って考えてみてください。」といった表現は、親としての女性の側が責められているような気持ちになる表現ではないかとの意見があった。

○委員長

書き手の方に一方の親を責めるという意識はなくても、読み手はそう受け取るということであれば検討しなければならない。同様の御意見はあるか。

○学識経験者委員G

リーフレットは内容はわかりやすいのかもしれないが、紙質などはどうなっているのか。ある程度絞られたターゲットを対象にする場合、興味を引いて読んでもらう工夫も大切である。

○事務担当者

本日は、在庫の関係でコピーしたものをお配りしたので、紙質は悪くなっている。新しく印刷するに当たり、御意見を参考にさせていただく。

○学識経験者委員A

先ほどから話に出ているが、小さい方のリーフレット（面会交流のしおり）はものすごく分かりにくい。どちらが表でどちらが裏なのか分からないし、ページが付されていないのでどこから読みだすのかも分からなかった。やはり見開きが分かりやすい。また、イラストや絵を入れた方が分かりやすいという意見に同感

である。

DVDにリアリティーがないという意見があったが、作る以上は理想論を描くというのはやむを得ないのではないか。

○学識経験者委員H

病院などでは、何かショックなことを告げられたときには、ある程度時間をかけて、カウンセリングなどを通して解決していくため、面会交流でなぜリーフレットが出てくるのかと思っていたが、調査官とのやりとりを通じて、心理過程に沿って段階的に説明しているのが分かった。

大きい方のリーフレット（子どものための面会交流）を見ると、パステルカラーが使っており、文字も大きめにしてあるので、見やすく心理的にも受け入れやすいだろうなと思った。また、余白があるので、このリーフレットを見る余裕があれば、この空間で自分の気持ちを整理することができるようにということも考えられたのかなとも思った。

ただ、このリーフレットは表紙は文章が横一行で書いてあるのに、めくった次のページ以降は文章が急に横2段組みになっていて、一瞬どこを読めばよいのか分からなくなる。エネルギーが途切れるような感じがするので、この点について検討してもらいたい。

いずれにしても、リーフレットなどを読めるようになるのは、話を聞いてもらって、いろいろやりとりがあって後のことではないかと思う。難しいかもしれないが、利用する方々にも意見を聞けば、もっと効果的に使えるのではないか。

○学識経験者委員I

私の知人は小学生の時に両親が離婚したが、結婚式には父母として両親そろって出席された。子どもが産まれた後も、孫を連れて両方にそれぞれ里帰りをしている。面会交流という言葉は今回初めて知ったのだが、裁判所の手続を利用しな

くても自然に面会交流ができた事例なのではないかと考えている。

面会交流の対象に祖父母は含まれないのか。

○事務担当者

面会交流を申し立てる主体はあくまでも親になると思われる。面会交流の申立における父親、母親の割合について統計を調べると、全国及び鳥取県のいずれも7割くらいが父親であった。その中で、背後に祖父母の存在がうかがわれるケースも確かにある。面会交流の手続の中で、祖父母との面会交流を考慮に入れた上で話を進めることもあるが、あくまでも話合いの主体は両親であるというスタンスで手続は進めている。

○裁判官委員 J

面会交流の申立件数が10年前と比べて随分増えているが、その背景となっている事情で何かお考えのところはあるか、また、面会交流が親の権利ではなく子どもの権利であるという本質的なところの理解の浸透について感じているところがあればお話しいただきたい。

○事務担当者

統計にもあったように、全国の家庭裁判所における面会交流調停事件の受理件数は増加の一途をたどっている。一つには、最近少子化ということで子どもが父親にとってもかけがえのない存在になっており、離婚をしても育児に関わりたいという父親が増えてきていると思われること、また、平成24年4月に施行された改正民法で、面会交流について条文に明示されたことも大きいのではないかと思っている。

○事務担当者

個人的な感想になるが、私が家庭裁判所調査官を始めたころと比較すると、子どものために面会交流が大事だと思う親は増えている気がする。今日の御意見の中にあるように、離婚というのは大人にとっても耐え難い喪失体験であり、いろいろな意味で身体的、精神的、経済的にも痛い思いをしている人がたくさんいらっしゃる。しかし、自分が苦しい思いをしながらも、子どもの幸せは守りたいと思う方が確実に裁判所には来ている。自分自身は別れた夫や妻とはかかわりたくないという気持ちだとしても、子どもにとっては親との交流は大事だということを考え、中には祖父母やいところ、地域とのつながりも大事にしてあげたいと考えてくれる親が少しずつ増えている。

人である以上、いろいろな感情に揺さぶられてうまくいかないことも多いが、子どものことを思う部分を引き出せるような調整が一番大事だと思い、痛い思いをした気持ちも引き受けつつ、でも子どものことに目を向けられるようなタイミングではそのことを大事にして今日紹介したツールを活用しているところである。

○学識経験者委員H

今日の話で、面会交流は親の成長のためでもあるということをすごく感じた。理想的な対応はできないが、それに皆さんが力を貸していることがわかった。

○学識経験者委員K

先ほどの話にあったとおり、結局人対人であり、そこに力を貸してくれるDVDやリーフレットであることから、それについての意見を広く反映しようとするのは素晴らしいことだと思う。DVDに描かれていたのは理想的な場面だったが、免許更新の際に免許センターなどで視聴するDVDが印象に残るのと同じように、実際にそういう場面が自分に起こったときに思い出せるというよい効果もあるのではないか。

大きい方のリーフレット（子どものための面会交流）見開きページ右側末尾に

ある「面会交流は、将来の異性との関係や結婚など」とある記載は、「面会交流は、将来の人間関係や結婚など」と置き換えると受け入れやすくなるのではないかと感じた。

○弁護士委員L

弁護士が関わる案件というのは、こじれている事案が多く、また、私は特に男性側からの依頼が多くて面会交流を申し立てることも多いのだが、女性側が面会交流に応じる割合は半々ぐらいである。応じない方は理屈の問題ではないため、リーフレットやDVDが心に響くことはないと思っている。そういった方々の気持ちを動かすのは、代理人であったり、調停委員、家裁調査官の言葉の説得力だと思っている。リーフレットが待合室に置いてあるのを見かけるが、申立人や相手方本人が手に取って見ているのをほとんど見かけない。リーフレットを改善するのはよいと思うが、その程度のものでしかないと思っている。

また、面会交流には離婚前と離婚後の2種類があり、今日は離婚後の話ばかりがされているが、離婚前の面会交流への不安感はすごく大きいものである。実際、子どもに会わせたら連れて行かれたということもあるので、離婚前に子どもと面会させたくないという気持ちは離婚後の面会交流とは別のところにあり、そこについての何らかの解決策があればと思っている。